

# 投薬についての当院からのお知らせ

当院では、患者さんの状態に応じて、

- ・ 28日以上の長期処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

いずれも対応可能です。



※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かについては、患者さまの病状に応じて、担当医が判断いたします。

【参考】保健医療機関および保健医療担当規則（厚生労働省令）

第20条第2号 投薬へ投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬および外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬および外用薬ごとに1回14日分、30日分または90日分を限度とする。